

日本語教育推進基本法案（仮称）に向けて一

「バイリンガル・マルチリンガル子どもネット」から日本語教育推進議員連盟への要望

私どもは、日本語を含む複数言語環境で育つ子ども（BM児）の言語発達全体を支えるために「バイリンガル・マルチリンガル子どもネット」（BMCN）を3年前に立ち上げた研究者・教師・支援者・親の集まりです。日本が必要とする「異文化体験が豊かで複数の言語能力を併せ持つグローバル人材」が国内外で育つようと、昨年度から「BM子ども相談室」を活動の一部に加え、親・教師・支援者等のさまざまな相談に乗っています。

この度、平成30年5月29日に公開された日本語教育推進基本法案（仮称）の政策要綱について、BM児の言語教育に対する影響という観点から検討いたしました。その結果法案の中で「子ども」への配慮が欠如・不足していることに対して危機感を拭うことができないため、私ども一同の考えを要望という形にまとめて、議員連盟の議員の方々にお伝えすることにいたしました。参考にさせていただければ幸いです。

第一の問題は、すでに母語が確立している成人の学習者に対する日本語教育と異なり、幼児期・学齢期の子どもは母語/第一言語が形成過程にあるために、母語の発達との関係が、日本語教育の推進においてきわめて重要になるということです。そこで、法案の総則の中に基本理念の1つとして、例えば「（母語が形成過程にある）幼児期および学齢期の（第二言語としての）日本語教育の推進は、家庭等で使用される母語等の重要性に配慮しつつ行われなければならない」というような文言を加えることを提言したいと思います。

日本国内では、外国生まれ・外国育ちの親の場合、家庭言語はどうしても親の母語（子どもにとっての継承語）になります。したがって親の母語は、親子の大事なコミュニケーションツールであり、学校言語である日本語のプレッシャーで母語を失うことは、情緒不安定、アイデンティティの揺れ、学業不振を意味します。実際子どもが地域の学校に通い始めると、あっという間に日本語の対話力が上達し、家で親が母語で話しかけても応答は日本語という状況になりがちです。母語は5歳までに消えるといわれますが、幼少期の母語の喪失は複数言語話者に育つ可能性を抹殺するばかりでなく、片言の日本語での子育ては、親子のコミュニケーションの亀裂を招き、年齢相応の認知力の発達を阻むものです。

また【基本的施策】の第一項1の(2)には、「国は、外国人等である児童生徒等に対して生活上の日本語の重要性に関する当該児童生徒等の保護者の理解と関心を深めるよう、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする」(p. 3)とありますが、同じような保護者の注意の喚起が親の「母語」についても必要です。子どもには「母語」、継承語・継承文化の重要性は理解できず、親自身も日本語の方が重要ではという迷いが生じるため、学校・地域・国を挙げての母語・継承語の啓発・啓蒙が必要です。

第二の問題は、総則の【基本理念】(p. 1)【国の責務】(p. 2)【基本方針】(p. 3)に子どもに関する言及が全くなく、【基本的施策】(p. 3～6)になって初めて子どもに対する具体的な施策が出てくることです。このことから推測できることは、本法案が成人の学習者を主要な対象としていることです。日本のグローバル人材育成のためには、年少者も同等の立場で対象に含めた総括的な日本の「言語政策」が必要不可欠であり、その大きな枠組みの傘の下に、本日本語教育推進基本法が位置付けられることを願って、例えば、【関係

者相互間の連携強化】(p.2)の1の「学校」の定義を1aのように広げておくことを提案したいと思います。これが私どもの第二の要望です。

1. 学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ）(p.2)

1a 学校（学校教育法に規定する学校等をいう。以下同じ）(p.2)

少子高齢化で人口減を免れない日本では、従来の統計では浮上しない隠れた貴重な人材を掘り起こして、そこでの日本語教育推進を図ることが肝要です。国内においては、一条校以外の教育機関、例えばインターナショナルスクールや、ブラジル学校のようなアジア系・欧米系・南米系の外国人学校を日本語教育推進の対象に含めるべきでしょう。国籍が日本で両親日本人の、いわゆる日本の子どもの在籍数が増え続けるインターナショナルスクールにおいては、学習言語としての英語等に加えて、しっかりとした日本語教育の推進が必要不可欠です。また各種外国人学校においては、帰国に備えて母語力は育っても、日本在住でありながら日本で活躍するために必要な日本語力が育たないのが現状です。日本の言語資源をより豊かにするためにも強力な日本語教育の推進が望まれます。

第三の要望は、海外においては帰国予定の一時滞在の在留邦人の子どもだけを対象にするのではなく、多文化家庭で育つ日本にルーツを持つ子どもや二重国籍の子どもなども対象に含めるべきだということです。先月「にほんごぷらっと」に掲載された「日本語教育推進基本法案に向けて－在外日本語教師からの要請」

(<http://www.nihongoplat.org/2018/07/19/>)に明記されているように、条項の見出しの変更だけでなく、「在留邦人の子等」と一括りに書かれている現行の第三項二の2「在留邦人の子に対する日本語教育関係」の文案を、具体的に「日本にルーツを持って海外に永住して行く子ども達の継承語としての日本語教育」と明記してもらいたいという要望に賛同いたします。

幼児期、学齢期の子どもに対する日本語教育の推進は、将来に向けた日本の大きな投資です。子どものみが持つ卓越した言語習得力に日本の未来を託して、日本が必要とするグローバル人材が国内および国外で育つことを望んでやみません。

バイリンガル・マルチリンガル子どもネット (BMCN) 代表

中島 和子 トロント大学名誉教授

平成30(2018)年8月31日